

赤井川村の「移住・定住支援事業のご案内」

『むらに戀(こい)してみませんか?!』

赤井川村に10年以上居住する方へ **300万円** の住宅建設資金を支援します。

「移住・定住支援事業」の概要

平成28年4月1日から、村内の定住人口増加と地域活性化を目的に「移住・定住支援事業」が始まりました。

○支援対象

村内に建築基準法その他関係法令に適合した住宅を新築し、その住宅に住所を有し、10年以上居住する方

移住 → 他市町村より移り住むこと(住民登録が必要)

定住 → これからも村で生活をしようと思ってる方(建て替え、新築の方)

○対象住宅

ア 専用住宅

自らが居住する2LDK又は3DK以上の新築住宅(風呂・トイレ付)

イ 併用住宅

店舗・事務所兼用の場合にあっても、居住部は2LDK又は3DK以上の新築住宅(風呂・トイレ付)

ウ 共同住宅

1棟6戸以上のもので、1戸の居住部が1LDK以上の新築住宅(各室 風呂・トイレ付)

○支援内容

ア 専用住宅

300万円

イ 併用住宅

300万円

ウ 共同住宅

1棟6戸以上の住宅に対し1戸当たり **300万円**



○優遇措置

新築住宅建設後、3年間は **固定資産税半額**

○支援事業の期間

平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間

支援事業に関するお問い合わせ先

〒046-0592

北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2

赤井川村役場 建設課 建築係

TEL 0135-34-6211 E-mail kensetsuka@akaigawa.com

FAX 0135-34-6644 H P <http://www.akaigawa.com>

